

守山市地方創生プラン

(第3期守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

令和8年3月

目 次

I. はじめに	3
1. 総合戦略の位置づけ.....	3
(1) 総合戦略の根拠	3
(2) 既存計画との位置づけ.....	3
2. 対象期間	3
3. 策定にあたっての考え方	3
4. 総合戦略の進捗管理およびPDCAに関する考え方	4
II. 第3期総合戦略について	4
1. 総合戦略の取組方針	4
2. 目指すべき将来(長期)	5
3. 基本目標	6
(1) 【豊かな生活環境(ひと・まち)】	
ひとが集い、安心して子育てし、暮らすことのできる生活環境を創生する	6
(2) 【強い経済(しごと)】	
地域で働くことのできる魅力的な地域経済を創生する	7
(3) 【選ばれるまち(ひと)】	
地域の魅力を活かし、交流人口、関係人口の拡大を図る	8
4. 横断的・総合的な施策の推進.....	9
(1) AI・デジタルなどの新技術の徹底活用(と新時代のインフラ整備).....	9
(2) 広域リージョン連携	9
(3) 施策間の総合的連携による推進.....	9
5. 施策の基本的方向と具体的な施策.....	10
(1) 【豊かな生活環境(ひと・まち)】	
ひとが集い、安心して子育てし、暮らすことのできる生活環境を創生する	10
(2) 【強い経済(しごと)】	
地域で働くことのできる魅力的な地域経済を創生する	33
(3) 【選ばれるまち(ひと)】	
地域の魅力を活かし、交流人口、関係人口の拡大を図る	39

I. はじめに

1. 総合戦略の位置づけ

(1) 総合戦略の根拠

本総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定するものです。

(2) 既存計画との位置づけ

本総合戦略は、「守山市長期ビジョン2035（計画期間：令和8年度から令和17年度）」を最上位計画とし、また、「まち・ひと・しごと創生法」の目的や基本理念、国の「地方創生に関する総合戦略」の目指す姿や基本姿勢・視点を踏まえたうえで、都市計画マスタープラン、地域福祉計画等の既存計画に位置づけている諸施策および「守山市まち・ひと・しごと創生に関する有識者会議」にて提示された意見等を反映し、新施策を取りまとめたものです。

2. 計画期間

本総合戦略の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）までとします。

3. 策定にあたっての考え方

本総合戦略の策定にあたっては、以下の基本的な考え方に立ち、検討・作成しました。

- ① 国の定める「地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）」の目指す姿、基本姿勢・視点および「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～（令和7年12月23日閣議決定）」の政策目標である「強い経済」、「豊かな生活環境」、「選ばれる地方」を勘案します。
- ② 「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和7年12月版）」を踏まえた施策とします。
- ③ 各分野の専門家による「守山市まち・ひと・しごと創生に関する有識者会議」において、幅広く多様な知見を得ることとします。
- ④ 「第2期守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第2期総合戦略」という。）における各種取組については一層の成果を目指すとともに、廃止、改善策についても検討します。
- ⑤ 「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～（令和7年12月23日閣議決定）」による今後の国の政策動向等を踏まえ、本戦略の計画期間内であっても柔軟に施策の見直しを行います。

4. 総合戦略の進捗管理およびPDCAに関する考え方

総合戦略の進捗管理については、「守山市まち・ひと・しごと創生に関する有識者会議」の構成を参考に、毎年、外部の有識者・専門家による進捗管理を行います。

また、進捗管理のベースとなるPDCAは、重要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicators）の当初目標値と各年度の実績値の管理によるものとし、必要に応じて、当初目標値の適正性の検証を行うこととします。

II. 第3期総合戦略について

1. 総合戦略の取組方針

守山市は他都市と比較して比較的人口のポテンシャルが高く、豊かで快適な地域づくりで人を呼び込むことで人口の維持・緩増を実現し、その先に待つ人口減少社会をも見据え、持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。この視点に立ち、「守山市長期ビジョン 2035」を基盤に国の「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～（令和7年12月23日閣議決定）」のコンセプトを活かしつつ、第2期総合戦略の取組の更なる充実を図ります。

2. 目指すべき将来（長期）

本戦略の上位計画である「守山市長期ビジョン 2035」では、将来像として「私の『想い』がかなうまち～守るために攻める サステナブルなまちを目指して～」を掲げ、また、将来にわたって守山市全体の活性化や集落の維持を図るためには、緩やかな人口増加を継続していくことが必要であることから、令和 17 年（2035 年）の目標人口を 88,000 人と設定しています。また、地域経済の安定と持続的な社会サービスの提供を実現するために、現在の人口年齢バランス（20～64 歳：56%）を維持し、人口構造のバランスを確保していくことを目指しています。

長期的な視点に立ち、2035 年の将来像を踏まえて、次のようなまちを目指します。

●私の『想い』がかなうまち

市民一人ひとりが夢やかなえたい想いを持ち、その実現に向けた挑戦をみんなで認め、支え合うことができるようなまちを目指します。

○「守山に住んでいて良かった」、「また守山に戻ってきたい」と実感できるサステナブルなまち

守山市の豊かで快適な暮らしの環境、温かな人や地域の絆、いきいきとしたまちの活力などが高まり維持されることによって、市民が「守山に住んでいて良かった」、「また守山に戻ってきたい」と実感できるサステナブルなまちを目指します。

○子育てするなら守山 住むなら守山 働くなら守山 市民が主役の守山を実感できるまち

守山市で生まれ育った人、転入してきた人、また市民ではなくても守山市と関係を持っている人が、「子育てするなら守山」、「住むなら守山」、「働くなら守山」と思うことのできるまちを目指します。

○市民のシビックプライドが醸成されるまち

一人ひとりが守山に対する市民の誇り・自負心を持ち、自発的に活動することで、守山の魅力発信やシティプロモーションにつながるまちを目指します。

3. 基本目標

目指すべき長期の将来を実現に向け、「豊かな生活環境」、「強い経済」、「選ばれるまち」の3つの基本目標を掲げます。安心して子育てし、暮らすことのできる生活環境の創生と、地域で働き、暮らし続けられる新たな仕事の創出を基盤に、人と地域の交流を通じた魅力向上を図り、交流人口、関係人口の拡大につなげることで、選ばれるまちを目指します。

(1) 【豊かな生活環境（ひと・まち）】

ひとが集い、安心して子育てし、暮らすことのできる生活環境を創生する

守山市を若者や女性に選ばれ、市民が長きにわたり安心して暮らせるようなまちとするためには、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現し、健康、教育、文化、安全など暮らしを形づくる機能のバランスがとれた住みやすさを充実させることが重要です。さらに、人と人との絆、歴史・伝統、自然環境や景観などの個性を地域が備え、その価値を市民に広く共有することで、地域の魅力と活力の創出につなげていくことが求められます。

このため、待機児童ゼロや妊娠前からの切れ目のない支援など従来からの施策に加えこどもの居場所づくり等の幅広い取組を進めることで、子どもを生き育て、働きやすい環境をこれまで以上に充実させるとともに、地域公共交通の充実や空き家活用などの生活環境整備、暮らしの基盤となる身近な自然から地球までの環境保全などに取り組めます。

【数値目標】

基本目標を実現するために2030年に達成すべき「数値目標」を以下のとおりとします。

○守山市に住み続けたいと思う市民の割合

75.2% (R7) →80% (R12)

○安心して子どもを生き育てることのできるまちだと思う市民の割合

47.7% (R7) →65% (R12)

【施策の基本的方向】

○地域活動を支援し、支え合いと愛着を通じて地域への誇りと一体感を育み、住み続けたいと感じるまちづくりへの機運を高める

○子どもを生き育て、働きやすい環境を整備する

○子どもたちが自己肯定感を高め、ふるさとを愛する気持ちを醸成する

○環境学習都市宣言の具現化に向け、ホタルからイメージされるきれいな水、環境を守る市民性を継続していく

○スポーツを通じた健康づくりとコミュニティの強化を進める

(2) 【強い経済（しごと）】

地域で働くことのできる魅力的な地域経済を創生する

市外への人口流出を抑制するとともに新たな定住者を呼び寄せるためには、持続的に成長する経済を創出し、付加価値の高い産業によって強い経済基盤を築くことが重要です。その上で、こうした経済基盤のもと、生きがいを持って働ける仕事があることが求められます。

このため、第2期総合戦略で取り組んできた企業誘致、創業支援と就業促進、就農支援を引き続き進めます。さらに、企業誘致や力を入れてきた「起業家の集まるまち守山」の取組効果を踏まえ、行政・企業・地域間の交流・連携を一層促進し、本市を様々なビジネスにチャレンジできるフィールドとすることで、新たな製品やサービスの開発、起業・創業、企業による地域活動や人づくりへの貢献などを生み出し、社会や地域課題の解決につなげることを目指します。

【数値目標】

基本目標を実現するために2030年に達成すべき「数値目標」を以下のとおりとします。

○市内従業者数（民営事業所）

30,944人（R6）→34,200人（R11）

○市内総生産

321,638百万円（R4）→356,400百万円（R10）

【施策の基本的方向】

○起業・創業支援、企業誘致により仕事をつくる

○既存企業の活性化を図ることで仕事をつくる

○農水産業の振興を図る

(3) 【選ばれるまち（ひと）】

地域の魅力を活かし、交流人口、関係人口の拡大を図る

本市が今後とも住みやすさを維持するためには、豊かな生活環境と強い経済基盤を土台に、市内外の人々が様々な形で交流し、人・モノ・情報の新たな結びつきを生み出していくことが重要です。こうした取組を通じて、一人ひとりがまちの価値や魅力を再認識するとともに、市民としての誇りと自負心を持ち、住み続けたい、また戻ってきたいと感じられるまちとして選ばれ続けることが求められます。

このため、本市が持つ琵琶湖やホタルなどの自然、果物や野菜、湖魚などの食、古代からつながる歴史、文化等の守山らしい素材、さらにスポーツや文化・芸術関連施設・イベント等を活用し、観光交流で国内外から人を呼び込むとともに情報交流や様々な出会いを通じた関係人口の拡大を目指します。また、まちの魅力を牽引する拠点として、新たなにぎわいの中心となる市民交流ゾーンや市の玄関口であるJR守山駅周辺の一体的な活性化に取り組みます。

【数値目標】

基本目標を実現するために2030年に達成すべき「数値目標」を以下のとおりとします。

○観光入込客数

1,641,870人（R6）→2,000,000人（R12）

○社会増

157人/年（R6）→1,287人/5年

【施策の基本的方向】

- 官民連携により地域を活性化させ、新たな人の流れをつくる
- 人が集い、まちの魅力を向上させる交流拠点をつくる
- スポーツ・文化・芸術の振興により地域魅力の向上・発信を図る

4. 横断的・総合的な施策の推進

(1) AI・デジタルなどの新技術の徹底活用

AI・デジタルをはじめとする科学技術の進歩は目覚ましく、人々の暮らしや地域社会を大きく変えつつあります。こうした技術は、地域が抱える課題への対応を可能にするとともに、持続可能なまちづくりや新たな価値の創出を支える重要な要素として、今後の社会や地域のあり方にさらなる可能性をもたらすことが期待されます。また、シェアリングエコノミーに代表されるような自由に必要なモノ・場所・人等を結びつける仕組みも普及が進んでいます。限られた資源を有効に活用し新たな価値を生み出していくために、これらの新しい時代の流れを的確に捉え、より効果的・効率的に施策を推進していきます。

(2) 広域リージョン連携

守山市における経済活動や市民生活は市域に限定されるものではありません。とりわけ周辺地域との地理的連続性を背景とする市民生活や琵琶湖をテーマとする観光等については広域的な関係が強くなっています。経済の成長や市民生活の利便性向上につなげるため、周辺の自治体や企業、大学等と連携しながら、広域的・主体横断的に施策を推進していきます。

(3) 施策間の総合的連携による推進

地方創生の課題は相互に関係しており、個別の取組だけでは十分に対応できない可能性があります。例えば、住むまちとして選ばれるためには、生活環境・サービス、仕事、地域の魅力等を包括的に向上させ発信していく必要があります。そのため、個々の施策・事業間の総合調整・連携を図り、より実効性を高めていきます。

5. 施策の基本的方向と具体的な施策

(1) 【豊かな生活環境（ひと・まち）】

ひとが集い、安心して子育てし、暮らすことのできる生活環境を創生する

(a) 地域活動支援・支え合いのまちづくり

具体的施策	① 地域住民活動を促進する環境整備
<p>施策内容</p>	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市は、自治会加入率が高く、地域コミュニティの維持、活性化のために、自治会が果たす役割は極めて大きい。加えて、300 を超える数の市民活動団体が主体的に環境・子育て・文化承継など様々な地域課題に取り組む「共助」の輪が広がりを見せている。自治会は地域の住民同士の交流や地域活動を実施する基盤となっており、また、市民活動団体は市民が自らの持つ豊富な知識・経験・感性を市政・まちづくりに反映するための拠点となっており、両輪となって、行政サービスでは届かない、きめ細やかな地域の助け合いを実現する役割の一端を担っている。一方、自治会の担い手不足が課題として顕在化しつつあり、自治会や学区単位での課題解決型の地域コミュニティビジネスの充実や、ボランティア団体、NPO等との円滑な連携が必要となりつつある。 また、今後、守山市においても高齢化社会の進行が予想されることから、自治会を通じた居場所づくりが必要である。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決のための取組や、地域の特色を活かした、また地域の絆を大切にす自発的で自主的な活動を支える。 具体的には、自治会に対し、「わ」で輝く自治会応援報償事業を活用し、地域活動の支援を行うことで、より一層の地域コミュニティの強化・充実を図るとともに、官民連携等による地域防災力の強化を図る。 市民活動団体に対しては、さんさんまちサポ助成金により、地域課題の解決に向けた自発的かつ持続的な取組を支援するとともに、中間支援組織や市民交流センターの運営を通じ、活動拠点の提供を図る。
<p>具体的事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「わ」で輝く自治会応援報償事業 ○さんさんまちサポ助成金 ○自治会支えあい活動応援事業 ○市民交流センター管理運営事業 ○中間支援組織の立ち上げ、地域コミュニティビジネスの実現の検討 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>KPI</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会応援報償事業取組メニュー数（250 メニュー／年） ・さんさんまちサポ助成金助成団体数（16 団体／年） ・市民交流センター利用者数（36,000 人／年）

具体的施策	② 地域包括ケアシステムの深化・推進
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の高齢者人口は年々増加傾向にあり、高齢化率も年々上昇しており、2040年には27.3%にまで達する見込みである。また、後期高齢者（75歳以上）人口が前期高齢者（65～74歳）人口を超え、認知症高齢者人口も増加することが見込まれる。 ・こうしたなか、今後ますます進展することが見込まれる超高齢社会を見据え、たとえ介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が求められている。 ・また、地域課題が複合化、複雑化するなか、これまでの制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し支え合う仕組みづくり「地域共生社会」の実現を目指す必要がある。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が支援や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、包括的なケアの中核となる地域包括支援センターの機能強化を進める。 ・また、地域での多様な主体による支え合いや助け合い・見守り活動を支援し、行政との連携・協働により、高齢者の孤立死防止や行方不明対策としての見守り活動等支援体制の強化、防犯や防災対策などを進める。
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターの機能強化 ○認知症対策の充実（認知症に関する普及啓発、早期発見・早期支援、認知症の人と家族を支える地域づくり） ○支え合いの地域づくり <p style="text-align: right;">など</p>
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が暮らしやすいまちだと思える市民の割合（50%）

具体的施策	③ 地域公共交通施策の充実
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の公共交通は、市域の南側のJR守山駅を起点として、バス事業者・タクシー事業者それぞれ2社が営業されており、ある一定の利便性が確保されていることから、「既存バス路線の維持・充実」を基本に、これを補完する役割として、デマンド乗合交通「モーリーカー」の運行を平成24年度から行っている。 ・市内における主な移動手段として自動車の利用が多いなか、地域で住み続けていくためには、今までの取組をより一層深め、「誰もが安全・安心して利用できる環境」の維持・充実に取り組んでいく必要がある。 ・路線バス等における慢性的な乗務員不足により、今後において路線バスの減便・廃線が発生してくるものと考えられることから、現状の路線バスの見直しを検討するとともに、それに対応する「モーリーカー」の制度見直しについても併せて検討する必要がある。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通網の形成・充実 路線バスやモーリーカー等の今あるものを上手く活用しながら交通網の形成・充実を図る。 ・利用環境の向上 公共交通を安心して利用できるよう、利用者と運行事業者双方の利用環境の向上を図る。 ・広報戦略による関心と利用の拡大 公共交通施策の効果的な広報戦略により公共交通への関心を高め、利用の拡大を図る。 ・公共交通利用への行動変容の促進(モビリティ・マネジメント) 自家用車から公共交通へ移動手段を転換するような市民の行動変容を促す。
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○バス路線の最適化を目的とした路線再編の検討 ○路線再編に対応した「モーリーカー」制度見直しの検討 ○アプリやキャッシュレスの導入によるDXの推進 ○バス停留所の屋根やベンチの増設・改修による待合環境の向上 ○バスのラッピング等の公共交通イメージアップ ○「交通環境学習」等によるモビリティ・マネジメントの拡充 <p style="text-align: right;">など</p>
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス利用者数 (6,200件/日平均)

具体的施策	④ 空き家の利活用促進
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的に人口減少や高齢化、既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、空き家等が年々増加しているなかで、本市においても市に寄せられる空き家の相談件数は増えている。 ・ 総務省が5年ごとに行っている住宅・土地統計調査の令和5年調査結果の推計値では、市内の空き家戸数は2,950戸となっている。 ・ 空き家が、長期間放置されると老朽化による建物の倒壊はもとより、防災、防犯、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす。 ・ 本市においては、人口増加が鈍化するなか、ゆるやかな人口増加を継続するため、空き家を地域資源と捉え、活用を促進していくことが必要である。 ・ 令和6年に「一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会」を空家等管理活用支援法人に指定し、指定法人と連携するなか、自治会単位における空き家の実態調査や勉強会の開催に取り組んでいる。 ・ 実態踏査によると空き家だけでなく、空き家になる可能性のある単身高齢世帯が多く存在していることが分かり、今後、空き家化の予防に向けた取組を推進することが必要である。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実態調査を基に支援法人と連携するなか、1件1件個別に空き家化の予防、活用に向けた取組を実施する。 ・ 空き家の予防・活用に向けては、家財処分費の補助制度の創設について検討し、必要に応じて実施する。 ・ 空き家バンク制度に加え、地方創生の観点から起業・創業支援としてのコワーキングスペースや福祉施設としての利用、またコミュニティ活性化の観点から、地域住民が集まる場としての活用等を検討していく。
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○空家等管理活用支援法人と連携した空き家化の予防・活用に向けた個別対応 ○空き家活用事業の推進 ○空き家利活用促進に向けた補助制度創設の検討 ○守山市空き家情報バンクの活用 <p style="text-align: right;">など</p>
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の空き家解決件数（2件／年）

具体的施策	⑤ 地域集落のコミュニティの維持・活性化
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市は、市制施行以来人口増加傾向が続く全国でも稀有な「まち」である。 ・ 一方で、市内の状況を仔細にみると、人口増加の学区と人口減少の学区が存在し、それぞれの特性に応じたまちづくりが必要である。 ・ 人口減少学区の傾向としては、市街化調整区域かつ農業振興地域農用地区域であることがあげられる。当該区域は、非常に厳しい転用規制が課せられており、市街化調整区域における地区計画区域に設定できないため、この課題は本市にとどまらず、全国的な課題となっている。 ・ しかしながら、守山を次世代へ継承するためには、このような課題を一つ一つ乗り越え、地域の実情にあった土地利用を進め、都市と田園が調和したまちづくりを進める必要がある。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化調整区域の集落のコミュニティの活力維持のため、平成5年人口への回復を目標とし、市街化調整区域における地区計画に取り組む。 ・ 地域が自主的・主体的にまちづくりに取り組めるように、行政としてのまちづくりの大きな視点から、また各担当業務の専門的な視点からのきめ細かな技術的支援や助言を行い、「市民と協働のまちづくり」を推進する。
具体的事業	○地区計画推進事業
KPI	・ 平成5年当時の人口に回帰した自治会の累計（8自治会／5年）

具体的施策	⑥ 地域防災力の強化
施策内容	施策の背景 <ul style="list-style-type: none"> ・ いつ発生するか分からない自然災害に対して、「自助」・「共助」・「公助」が効果的に連携して、市民の生命や財産、生活を守る(事前の備えや対策によって、被害を最小限に抑え、迅速な復旧を目指す)体制を構築する。 施策の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 能登半島地震で顕在化した課題等を踏まえた地域防災計画の改訂をはじめ、避難行動要支援者の実行性を高める個別避難計画の作成、情報伝達手段の多様化を図る防災行政無線の整備、さらには民間事業者との災害協定締結や地域防災力の要である消防団の力向上、地域で組織された自主防災組織への支援などを通じて、本市における地域防災力の向上を図る。
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○自助の機運醸成に係る取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される地震や水害等を取り纏めた防災マップの更新および活用 ・ 市民を対象とした「マイ・タイムライン作成講習会」の開催など ○共助との連携、支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災教室の開催 ・ 市内7学区輪番制での市地震災害防災訓練の開催 ・ 自治会等が主催する防災訓練への支援 ・ 自治会防災施設・設備整備費補助金の交付 ・ 市備蓄物資の有効活用 ・ 民間事業者との災害協定締結など ○消防団の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水害を想定した救出訓練の実施 ・ 消防団の活動拠点となる車庫詰所や資機材の整備 ・ ドローン隊の創設や消防団DX事業 ・ 若手団員の確保など ○上記の他、地域防災力向上に係る取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種防災計画の改訂および策定 ・ 個別避難計画の作成 ・ 災害時情報伝達手段(防災行政無線)の整備 ・ 防災拠点施設の整備 ・ 備蓄物資や資機材の整備 ・ 避難所の環境整備 ・ 防災DX事業など <p style="text-align: right;">など</p>
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織等が実施する防災訓練の実施率(100%) ・ 備蓄計画に定めた備蓄物資の整備率(94%)

(b) 子どもを生き育て、働きやすい環境の充実

<p>具体的施策</p>	<p>① 保育・放課後児童クラブの待機児童ゼロの推進</p>
<p>施策内容</p>	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 待機児童解消に向け、受け皿の拡大や保育人材の確保・定着化等の取組を進めてきたが、想定を上回る保育ニーズの低年齢化や、女性の社会進出、働き方の多様化等により、待機児童の解消には至っていない。 ・ このようなことから、保育士の処遇改善や働きやすい環境整備を行うことで、確保と定着化を進め、児童受入数の安定化を図るとともに、保育の質の向上にもつなげる必要がある。 ・ 一方で、幼稚園への就園者減少が顕著であり、集団の確保が課題であるが、小学校につながる幼児期の教育の場として、入園希望者が増加するよう幼稚園の魅力向上に向けた取組が必要である。 ・ また、保育ニーズの高まりとともに、放課後児童クラブの利用ニーズも増加傾向にあり、小学生の子どもの安心・安全な居場所としての受け皿確保を進めていく必要がある。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育人材の確保・定着化・育成、放課後児童クラブの受け皿確保、幼稚園の魅力向上を進め、待機児童数ゼロを目指す。
<p>具体的事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保育人材の確保・定着化・育成 ○放課後児童クラブの受け皿確保（既存施設の活用等） ○幼稚園を活用した子育て支援・就労支援事業 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>KPI</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 待機児童数（保育園等）（0人／年） ・ 待機児童数（放課後児童クラブ）（0人／年）

具体的施策	② 妊娠前からの切れ目のない支援
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の社会経済情勢等の変化により、子どもたちの育つ環境が大きく変化し、家庭力の低下、自己肯定感の低下など子どもの育ちをめぐる様々な課題が生じている。 ・ また、自尊感情（特に中学生）の低下、発達に課題のある児、加配対象児、教育相談が増加している。 ・ さらには不登校や引きこもり、問題行動、産後うつへの対応等、ライフステージごとの課題は様々である。 ・ 子どもたちが生活する環境（家庭、学校や園、地域）や成長する過程に応じて、保健、福祉、教育分野等の各分野が密接に連携し、次世代を担う子どもたちの育ちを推進する必要がある。 ・ 併せて、要保護児童対策協議会やこども家庭センター等の相談支援体制を活用し、関係機関が横断的に連携することにより、支援を要する家庭に対し、切れ目のない支援を行う必要がある。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちが生活する環境や成長する過程に応じて、保健・福祉・教育等の各分野が密接に連携し、親子の育ちを切れ目なくサポートする
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ネウボラ面接、新生児訪問、乳幼児健診、各種サロン等の母子保健事業 ○わくわく子育て応援プログラムの実施 ○母子健康手帳アプリ ○守山市地域子育て支援拠点施設の充実 ○家庭児童相談の実施、こどもなんでも相談の実施 <p style="text-align: right;">など</p>
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦等包括相談支援（ネウボラ面接、8か月アンケート、新生児訪問等）による面談数（2,226件／年（R11年度））

具体的施策	③ 男女共同参画の推進
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「すべての女性が輝く社会」の実現は、わが国の社会・経済の持続可能な発展のために不可欠であり、「女性の活躍」を政府の最重要課題のひとつとして、これまで様々な取組が進められてきている。 ・ すべての女性が自らの希望に応じ、家庭・地域・職場等それぞれの場において個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すため、女性の積極的な採用・登用の促進が重要である。 ・ また、働きたい女性が、仕事と育児等の二者択一を迫られることなく、両立できる環境を整備し、男女ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるような取組を進める必要がある。 ・ こうしたなか、女性が置かれている状況や女性の活躍に関する意識は地域により一様ではないことから、国だけではなく、地方公共団体や企業等においても、それぞれの立場で主体的に取組を進めるとともに、相互に連携することが重要である。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等による女性の就労環境を向上する取組に対して支援することで、就労環境を底上げし、女性の就業率の向上および就業の継続を図る。 ・ 子育て世代をはじめ、働く女性の活躍を推進する。
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ○厚生労働省が定める「えるぼし」認定制度の広報・周知 ○男女共同参画の推進に関する講座・研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍を推進するための研修会の開催 ・ 男性の家事・育児参画促進のための講演会の開催 ・ 他団体と連携して、企業代表者等に男女が働きやすい職場づくりの推進に関する研修会の開催 <p style="text-align: right;">など</p>
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画の推進に関する講座・研修会参加人数（170人／年）

具体的施策	④ 「教育行政大綱」に基づく教育の充実と経験豊富な人材の活用
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域が継続的にまちづくりを行うためには、優秀な人材を外から誘致するだけでは不十分であり、地域の中で、地域の中核となる人材が生まれ、育成される環境が重要である。 ・ このためには、「守山市教育行政大綱」の基本理念に示したように、本市の未来を担う子どもたちに、学校園や家庭、本市の豊かな恵み、地域との関わり合いを通して、これからの予測困難な時代を生き抜くための力を養う教育を進めていく必要がある。また、ICT教育に依存することなく、適切に導入することが必要である。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでに協定を締結している龍谷大学、立命館大学、滋賀県立大学、日本体育大学、びわこ成蹊スポーツ大学と連携し、高等教育機関からのトップアスリートや指導者の派遣と研修支援を受けられるようにする。 ・ 高等教育機関と連携した先進的な授業を実施することにより、子どもが新たな興味・関心、刺激を受ける機会を提供するとともに、ふれあい出前講座を開催し、生涯学習を普及・啓発する。 ・ 教育者や企業人の人材活用を図るため、人材の情報交換・交流を促す。 ・ 環境学習の取組として、各校区にある自然環境の特色を生かした体験学習を推進する。 ・ 地域と連携し、郷土に親しみ、郷土に学ぶ特色ある学習を推進する。 ・ 不登校対策の充実を図り、児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりに取り組む。 ・ 次世代を担う人材の育成や教育機会の均等を図るための支援に取り組む。
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○高等教育機関人材による先進授業の実施 ○生涯学習の普及・啓発事業 ○ハローイングリッシュプロジェクトの実施 ○子どもたちへのICT教育と使い方モラルの徹底 ○琵琶湖や野洲川を活用した水辺体験の実施 ○小学校社会科の副読本「わたしたちの守山」の活用等による郷土の文化、遺跡や人物等についての学習の実施 ○教育支援センター、校内教育支援センターの効果的な活用 ○1人1台端末を活用し、心の状態の可視化による早期のケアと適切な支援を実施 ○フリースクール等利用児童生徒支援による家庭や学校以外での居場所づくり、学習機会の確保 ○人材育成等のための育英奨学事業の円滑な運営 など
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等の高等教育機関と連携した先進授業実施件数（2件／年）

具体的施策	⑤ 図書館を核とした読書環境の充実
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。 ・ また、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会に参画するために必要な知識や教養を身につけられるとともに、多様な文化に触れることができ、視野を広げる重要なきっかけとなる。 ・ 読書は人間形成に大変意味のあるものだが、近年、スマートフォンなどの情報通信機器の普及、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のコミュニケーションツールの多様化により、子どもの活字離れ、読書離れが懸念されている。 ・ 子どもがより本に親しみ、自主的に読書活動を行うための環境を整備していくことが求められる。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本を手に取りやすい読書環境の充実を図り、本と出会う機会を増やし、人との繋がりを深めていくことで、多くの子どもたちが本を好きになり、読書に親しみ、豊かな人生を送ることができるように取り組む。 ・ 本が好きと言える市民であふれ、より広く深く読書に関わることができる読書日本一のまちづくりに繋がっていくことを目指す。 ・ 不読率の低減に向けた取組を進めることで、より多くの子どもたちが本を好きになるよう取り組む。市立図書館、家庭・地域、校園、地域ボランティアでネットワークを形成し、市全体の読書環境の充実を図る。また、子どもの読書活動を推進するため、その意義や重要性について市民の理解と関心が深まるよう、啓発、広報活動の充実を図る。 ・ 子どもと本に関わる施設や資料などを充実させ、子どもにとって親しみやすく、いつでも利用でき、何度でも利用したいと思えるような本との出会いやきっかけづくりに取り組む場をつくる。 ・ 子どもがいつ来ても、一人で来ても、自由にゆったりと過ごすことができる場所、心の拠り所のような図書館となることを目指す。 ・ 子どもが読書に親しむ機会が増えるよう、本のすばらしさや読書の楽しさを伝える人材を育成する。 ・ 定期的なおはなし会や映画会等親子で楽しめる行事の開催を通して子育て支援を図る。 ・ 後世の子どもたちに守山の歴史を伝えるために、地域の歴史的資料をデジタル化により経年劣化、汚損等を防ぎ保存することを目指す。
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの居場所となる図書館づくり ○本好きな子どもの育成 本に興味のない子どもへの働きかけ

	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもが主体的に読書に関わる取組の推進 ○家庭での読書を推進するためのネットワークづくりの促進 ○魅力的な学校図書館づくり ○学級文庫の推進 ○教職員等による読書活動の重要性の理解と実践 ○地域ボランティアの養成および連携 ○読書活動の啓発・広報（デジタル媒体を含む） <p style="text-align: right;">など</p>
<p style="text-align: center;">KPI</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館における0歳～2歳の市民1人あたりの赤ちゃん絵本の年間貸出冊数（41冊／年） ・ 図書館における3歳～12歳の市民1人あたりの児童図書（赤ちゃん絵本省く）の年間貸出冊数（50冊／年） ・ 図書館における13歳～18歳の市民1人あたりの図書の年間貸出冊数（7.6冊／年）

具体的施策	⑥ ふるさとを愛する子どもたちの育成
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会状況の変化や複雑多様化する教育をめぐる課題を把握するなか、学校園だけでなく、地域と教育が一体的・機能的に連携し、子どもを育むことが必要となってきた。 ・ 未来を担う子どもが、心豊かに、たくましく生き抜くために自立と共生の基盤づくりが、教育に求められている。 ・ 人と人とのつながりを大切に「地域づくり」、誰もがいつまでも学び続けられる生涯学習を通じた「まちづくり」、家庭教育を支える一歩踏み込んだ保健・福祉と教育が連携した「支え合いの環境づくり」を推進する取組が重要である。 ・ 子どもへの関わりを通して、公民館、地域と学校がよりよくつながり、地域ぐるみで子育てを行う共同体機能の強化が求められている。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の人材を積極的に取り入れられるよう、地域の人材や教材の発掘に努め、幅広い学びづくりを推進する。 ・ 子どもを「地域の子」として育てていくため、見守り活動や地域行事への子どもの参画を促し、地域と子どもが相互に顔の見える関係を構築する。 ・ 地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進する。
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館活動による子育て支援事業の実施（公民館講座など） ○琵琶湖や野洲川等、地域の特色を生かした体験学習、保育 ○地域人材を多様な学びの担い手とした学習づくりや保育活動 ○地域学校協働活動事業（こども応援団） <p style="text-align: right;">など</p>
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館講座等開催数（336回／年） ・ 地域人材の登録者数（継続登録者を含む）（100人） ・ 地域学校協働活動に参画する地域住民の数（200人／年）

具体的施策	⑦ こどもの居場所づくり
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブの利用ニーズが年々高まるなか、児童が放課後を過ごすための選択肢が少ない。 ・ 小学生のアンケート調査から、自主的な活動や学びの場の確保、支援を求める声がある。 ・ これらのことから、児童が学校施設等の既存施設を活用し、放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験活動を行うことができる場を提供するための仕組みづくりが必要である。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生の新たな居場所づくりの検討を進め、放課後児童クラブの利用ニーズが高い2小学校区において、放課後の居場所事業を実施する。
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな放課後の居場所に関する検討を実施し、対象となる玉津小学校区、中洲小学校区に合った居場所づくりの骨子、運営計画等を策定。 ○令和9年度より新たな居場所事業を実施。
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生の放課後の居場所開設（2箇所）

<p>具体的施策</p>	<p>⑧ 教育、文化・芸術施設の整備、改修（プール整備）</p>
<p>施策内容</p>	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育における水泳授業は、学習指導要領において発達段階に応じた習得が求められる一方で、近年ゲリラ豪雨等が増加し、屋外プールのため天候の影響による計画的な授業の実施ができず、また、猛暑日による熱中症の危険性が増加していること、さらには、日常の水質管理に係る教員の業務負担が増加している状況にある。 <p> 《参考》</p> <p> 市内9小学校水泳授業実施回数 5回 10限中 8.8限（R5年度）</p> <p> 市内4中学校水泳授業実施回数 3回 6限中 3.6限（R5年度）</p> <p> なお各学年においても授業の回数に差が生まれている状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハード面においては、市内の小中学校プールの老朽化による維持活動費の高騰や7割のプール施設が10年以内に大規模改修の対象となっており、費用対効果の見直しが必要な状況にある。 ・ このようなことから、市内小中学校のプール施設のあり方について検討を重ね、方針を次のとおりと定めた。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 集約施設（屋内温水プール）の新設と、もりやまエコパーク交流拠点施設、民間施設を活用するなかで授業を実施。なお、集約施設は、授業で使用しない時間帯を市民開放する。 2. バスを導入し、児童・生徒・教員の移動手段を確保する。 3. 建設場所は守山市民運動公園内で建設地として進める。 4. 設計業者の選定はプロポーザル方式により行い、市民運動公園内の施設として、既存施設や景観、環境への配慮など調和を図るとともに、公園の魅力を向上させる施設となるよう取り組む。 5. 事業実施主体を市とするなかで、管理運営を指定管理者に委託する従来方式を採用し、施設維持を図る。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水泳授業（小学校10限、中学校8限）の確保を図り、すべての児童・生徒が平等な教育機会を得られ、安全で安心な学習環境を整えるため、（仮称）守山市民運動公園屋内温水プール施設を整備する。 ・ 守山市地域防災計画において、防災中枢拠点施設として位置づけられている守山市民運動公園内に建設することから、災害時にはプールの水を生活用水として利用できるスポーツ施設として整備する。
<p>具体的事業</p>	<p>○（仮称）守山市民運動公園屋内温水プールの整備</p> <p> 令和7年度 基本設計</p> <p> 令和8年度 上期：実施設計 下期：工事着手</p> <p> 令和9年度 工事完了</p> <p> 令和10年度 6月オープン（予定）</p>

KPI

- ・ 小学生の水泳授業回数の確保（10限／年：5回）
- ・ 中学生の水泳授業回数の確保（8限／年：4回）

(c) 環境学習都市宣言の具現化に向けて

<p>具体的施策</p>	<p>① 琵琶湖および赤野井湾の環境改善</p>
<p>施策内容</p>	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖および内湖等の水辺環境は、市民にうるおいや快適さをもたらすだけではなく、都市の魅力を生みだし、本市の個性あるまちづくりを進めるための貴重な資源である。 また、日頃より多くの市民や自治会、漁業関係者や環境団体の皆さまに湖岸や河川の清掃にご参加いただいております。琵琶湖をはじめ水辺の環境保全を維持していただいているとともに、地域活動の場の一つとして、住民同士の絆を育む重要な役割も果たしている。 しかしながら、赤野井湾は、水が滞留することによる水質悪化や市内河川を流れる流入河川が8河川もあることから、ごみの流入による湖底のごみの堆積が問題化しているとともに、世界的に問題となっているマイクロプラスチックにおいても顕在化しており、環境改善への対策を図ることが求められている。 外来水生植物の繁茂による生態系および水質環境の変化が危惧されるなかで、低密度状態を維持するための対策が必要とされている。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 「琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）」に基づき琵琶湖の管理者である県に対して効果的な対策の要望や市民や自治会、漁業関係者や環境団体と連携し、赤野井湾の環境改善等を推進する。 市民に赤野井湾の現状を認識していただくとともに赤野井湾の環境保全活動への参加を促す。 琵琶湖の上流河川や湖岸からのごみのポイ捨てを通したごみの滞留に対して、ポイ捨て防止に向けた対策を図る。 自治会や学校などの環境学習を促進し、市民の環境意識の向上を図ることにより、琵琶湖の環境保全へとつなげる。 赤野井湾の水質改善による固有種の生態系保全・淡水真珠の復活等の好循環の創出。
<p>具体的事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○赤野井湾再生プロジェクトによる外来水生植物や湖底ごみの除去活動 ○赤野井湾の現状を市民へ周知 ○湖岸清掃運動の実施 ○河川ごみの調査・分析および広報等を利用した情報発信 ○環境学習を通した環境意識の醸成 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>KPI</p>	<ul style="list-style-type: none"> 赤野井湾および第2なぎさ公園のホンモロコの産卵数（4,532万粒）

<p>具体的施策</p>	<p>② ホタルの生息環境の充実およびほたるの森資料館の機能強化による環境意識の醸成</p>
<p>施策内容</p>	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市はゲンジボタルの生息地として、大正 13 年に第 1 号の国の天然記念物に指定され、当時は多くのゲンジボタルが飛び交っていたが、戦後の経済成長に伴い、水質悪化の影響等からホタルの数が全滅状態となり、天然記念物の指定においても解除となった。 ・ 一度は、全滅の危機を迎えた本市のホタルであるが、南喜市郎氏によるホタルの人工飼育の功績により、ホタルが復活するなか、公共下水道の普及による河川環境の改善、その後の市民の皆さまや学校、園による環境保全活動、企業の環境対策など、一体となった取組により、再びホタルが住める環境へと改善された。 ・ また、平成二年のほたるの森資料館の開設以降、ホタルの飼育研究やゲンジボタルの幼虫を放流することにより、ホタルの飛翔地や飛翔数が増え、市内各地でホタルの観賞が楽しめるホタルのまちとなったが、施設の老朽化が課題となっている。 ・ 今後も、人口の増加や開発による市の発展とホタルの生息環境の保全を図る必要があり、人とホタルの共存が求められる。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほたるのまち守山をPRし、ホタルの観賞を楽しんでいただくために開催している守山ほたるパーク&ウォークを通して、ホタルが飛翔するための環境の大切さを周知する。 ・ 市民や児童等への環境学習を通して、ホタルの生態や生息するための環境保全の重要性を学んでもらう。 ・ ほたる条例に基づき、市民の環境意識の高揚やホタルの生息環境の整備や保全の取組を推進する。 ・ ホタルが飛び交う環境を維持していくため、ホタルの人工飼育の研究や飼育を行っている拠点である、ほたるの森資料館の建て替えを行う。 ・ 市民が住みよいまちとなるための活性化対策とホタルが生息するための環境保全対策により、人とホタルの共存を推進する。 ・ ホタルの自生調査を行い、地域の自然資源の豊かさと地域の価値を相互に高め合う地域づくりを進める。 ・ 全国ホタル大会の開催を通じて、市民意識の向上と交流人口、関係人口の増加を図る。
<p>具体的事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○守山ほたるパーク&ウォークの開催 ○ほたるの森資料館を中心としたホタル研究、飼育法の継承、水辺環境づくり ○環境団体等が実施するホタルが生息するための取組支援 ○市民への環境学習を通じたホタルの知識と保護意識の向上

	<ul style="list-style-type: none"> ○ほたる条例に基づくホタルが住みよい環境保全のための開発指導 ○自生調査の実施 ○ほたるの森資料館建替え事業 <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度 基本・実施設計 令和9年度 新資料館新築工事、 令和10年度 リニューアルオープン、旧資料館解体工事、外構工事 ○全国ホタル研究会（令和10年）の開催 <p style="text-align: right;">など</p>
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ホタルの飛翔箇所数（75地点）

具体的施策	③ 五感を使った体験型の環境学習の推進と環境意識の醸成
施策内容	施策の背景 <ul style="list-style-type: none"> ・ 守山らしき溢れる環境を次世代に引き継いでいくため、市民一人ひとりが守山の環境について、さらに理解を深めるとともに、学び、考え、行動することを目的に環境学習都市宣言を制定し、さらなる環境学習を推進している。 ・ もりやまエコパーク交流拠点施設については、市民に愛され、地域の活性化に資する施設として、地域コミュニティの形成を促進し、市民が集い、学び、ふれあうことのできる機能を備え、守山のシンボルとなる施設になるよう整備を進め、両施設を拠点に環境学習事業の推進を図る。 ・ 廃棄物等を資源として活用し、限られた資源の付加価値創出等を進め、広域的な廃棄物等の回収や 再生材の安定供給を行う企業と連携を進める。 施策の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流拠点施設を環境学習の発信拠点とし、市が関係団体等と連携を図りながら環境学習事業を展開する。 ・ 児童を対象とした事業の展開や環境学習室を自習室として開放する等、青少年健全育成に向けた活用を図る。 ・ 高齢者サークルの活動の場として、高齢者の生きがいづくりに資する施設としての活用を図る。 ・ 事業のない時間帯において貸館を行い、地域住民の利用によるにぎわい創出を図る。 ・ 琵琶湖をはじめ、野洲川、地球市民の森など本市の立地を活かした体験型の環境学習を実施する。
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○環境団体・企業・市民の代表等が連携した環境学習事業の推進 ○幅広い年代の方々が学ぶことができる琵琶湖の生物多様性や環境センターの役割をテーマとした環境学習施策の立案 ○循環経済（サーキュラーエコノミー）の取組をする企業との連携 ○市内全小学校児童を対象とした、琵琶湖体験型学習（ぎぶーん）の実施検討 など
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設での環境学習受講者数（5,500人／年）

具体的施策	④ 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の人口は今後も増加が続く見込みであり、2050年の脱炭素社会の実現に向けさらなる対策が必要である。 ・本市における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、大部分が太陽光発電である。発電設備の設置にあたっては、地域の景観との調和を図っていくことが必要である。 ・脱炭素社会の実現には、省エネルギー化を推進するとともに、太陽光等の地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入が不可欠である。一方で、太陽光発電は天候等により出力が変動するため、蓄電池や電気自動車との連携によるエネルギーマネジメントも必要である。 ・自家用車が主な交通手段のため、次世代自動車の普及と、自転車やバス等環境負荷の小さい交通手段への移行とともに、移動や輸送に伴うエネルギーの削減に努める必要がある。 ・住宅や建物は寿命が長いため、新しく住宅や建物を建てる際には、断熱性や快適性を備えつつ、エネルギー消費量を抑えた住宅・建物を選択することが重要である。 ・脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を通じて、地域資源の保全と、地域の魅力や質の向上も同時に図ることが大切である。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの利用促進および徹底的な省エネルギー化と効率的なエネルギー利用の促進 ・移動の脱炭素化とシェアする仕組みの定着 ・事業者との取組の協働と支援および脱炭素型のライフスタイルへの転換 ・市における率先実施
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭や事業所における太陽光発電設備等の導入促進 ○環境負荷の少ない移動手段への移行促進 ○事業者や市民向けの脱炭素セミナー等の開催 ○地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の取組実施 <p style="text-align: right;">など</p>
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の温室効果ガス排出量（31.5万tCO₂（2030年度目標））

(d) スポーツと健康のまちづくり

具体的施策	① スポーツ環境の充実による健康づくり
<p style="text-align: center;">施策内容</p>	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025」の会場となる守山市民運動公園)や野洲川歴史公園サッカー場(通称:ビッグレイク)については、大会の円滑な開催に向けて国県の補助金を活用するなか施設整備を行った。 ・ 立入公園に多目的グラウンド、環境学習都市宣言記念公園にグラウンド・ゴルフ場、バスケットボールコート、スケートボード場など新たなスポーツ施設の整備が進んでいる。 ・ 公共施設予約システムの導入により、スポーツ施設が手軽に予約できるようになっている。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境学習都市宣言記念公園に多目的グラウンド、少年サッカー場、陸上 100メートルレーンを整備する。 ・ 守山市民運動公園にユニバーサルデザインによる屋内温水プールを整備する。 ・ 健康づくりの拠点となる既存スポーツ施設について、長寿命化に向け、適正な維持管理を行うとともに、市民のニーズに応じ、利便性に配慮した設備改修や機能の充実に努める。 ・ 市民がより身近にスポーツに取り組めるよう民間スポーツ施設の活用を検討する。 ・ プロスポーツ団体との連携を深め、第一線の試合を観戦する機会を設けることにより、市民がスポーツに親しむきっかけづくりを行う。 ・ 中学校体育館に夏休みの部活動や災害時の避難所で活用するため空調が設置されるため、学校開放事業での活用を検討する。 ・ 小学校の運動場の照明の多くが水銀灯であるため計画的にLED化を行う。 ・ 市民がスポーツ情報を簡単に得ることができるよう、SNS・広報・ポスター等様々な媒体を活用することにより多様な世代へ情報発信を行う。 ・ 中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を将来にわたり確保できる持続可能な部活動の運営について検討する。 ・ 身近な公園においても気軽にスポーツが楽しめる環境を整備する。
<p style="text-align: center;">具体的事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ施設の機能強化・充実 ○民間スポーツ施設の活用検討 ○「みる」スポーツの機会充実 ○学校体育館への空調導入 ○小学校屋外照明灯のLED化 ○情報提供・発信の充実 ○中学校部活の地域連携に向けた検討 ○守山市民運動公園におけるユニバーサルデザインの屋内温水プールの整備

	○しもなが公園におけるスケートボードエリア整備	など
KPI	・ 社会体育施設の利用者数（450,000人／年）	

(2) 【強い経済（しごと）】地域で働くことのできる魅力的な地域経済を創生する

(e) 起業・創業支援、企業誘致

具体的施策	① 『起業家の集まるまち守山』および『守山を実証実験のフィールドに！』の実現
<p style="text-align: center;">施策内容</p>	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期総合戦略において、起業・創業支援を柱の一つに掲げ、起業家の集まるまちの実現を目指した取組を推進してきたことで、市外・県外における本市の認知度が高まってきている。 ・ 起業家交流の拠点となるコワーキングスペースは民間主導で市内に3か所整備され、令和6年度には空き家を改装したオープンイノベーション拠点が新たに設置された。また令和8年度に本市に進出予定の株式会社村田製作所をはじめ、まちづくり会社、地域金融機関の職員らで組織したリビングラボが設立されるなど、これらの拠点を軸に民間主導の起業・創業、支援の取組、さらに官民連携の取組が進んできた。 ・ 本市にかかわる起業家や企業と官民連携を進めるなか、令和6年度からは「守山を実証実験のフィールドに！」をキーワードに掲げ、本市を舞台とする実証実験の支援制度を新たに創設した。本市に集う起業家や企業とは、さらなる連携を図り、デジタル技術の活用やシェアリングエコノミー等、今までにない新たなサービスを市民生活の質の向上や、地域経済の活性化につながるよう取組を進めている。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会議所を中心に創業意欲のある人材の掘り起こし、創業計画策定の支援や創業前後での経営指導による創業へのフォロー体制づくり ・ 市内外起業家、企業、大学等の教育機関や国・県の支援機関との交流機会の創出、イベントの開催 ・ 行政や商工会議所、士業・コンサル・金融機関、また県・国の支援機関との連携による地域を挙げた起業・創業の支援体制づくり ・ 地域の小中学校・高校・大学と、起業家や企業とが連携した起業家教育の推進や魅力ある学校づくり ・ 本市を舞台とした官民連携の取組推進と行政による伴走支援体制の確立
<p style="text-align: center;">具体的事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○創業セミナー・創業塾の開催支援および参加者への創業に向けた支援 ○本市を舞台とする起業家交流イベントの開催 ○行政と官民支援機関との連携推進 ○起業家教育の推進および学生と起業家・企業等との交流機会の創出 ○本市を舞台とする実証実験の受入・支援体制づくり <p style="text-align: right;">など</p>
<p style="text-align: center;">KPI</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ しごとはじめ支援協議会での創業支援件数（2件／年） ・ 市内外の起業家、企業が交流する機会の創出（2件／年） ・ 本市を舞台とする起業家・企業との官民連携プロジェクト数（5件／年）

具体的施策	② 産業基盤の強化・拡大
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業誘致は、地方創生において、地域経済の活性化、地方財政の強化等の即時的な効果が期待できることに加えて、雇用機会の拡大、定住人口の増加等に寄与する有効な施策である。 ・ また、企業や工場は経済的側面だけでなく、社会貢献活動や地域活動への取組支援等を通じて、豊かな地域社会づくりにおいて重要な役割を果たしている。 ・ 本市においては、災害が少ない、人口の増加基調等の立地的有利性により企業の進出ニーズはあるものの、既存工業団地等の空閑地が少ないため、新たな産業用地の確保に現在取り組んでいる。 ・ また、企業誘致とともに、既存立地企業の設備投資等支援による事業活動の促進は、産業振興の両輪として取り組む必要がある。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業用地適地調査を経て、農村産業法による実施計画、および都市計画法による地区計画を策定した笠原産業用地については、守山市土地開発公社への事業委託により早期の企業立地に向けて引き続き取り組むとともに、一定の事業進捗がみられた段階で市街化区域への編入を検討する。 ・ その他の地区については、民間事業者や関係機関と連携し、企業ニーズに迅速・円滑に対応できるよう支援を行う。 ・ 守山市企業立地奨励金制度を活用し、既存立地企業が本市に留まり、継続的に事業運営を行えるよう、既存立地企業への設備投資等支援を行う。
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○笠原産業用地開発事業の推進 ○その他の地区への企業誘致、企業立地支援 横江地区、駅前東口、市民交流ゾーン、レインボーロード沿い等 ○守山市企業立地奨励金制度の活用による設備投資等支援 <p style="text-align: right;">など</p>
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が関与する企業誘致数（3社／5年） ※建築確認日ベース

(f) 既存企業の活性化

<p>具体的施策</p>	<p>① 小規模事業者の経営発達支援</p>
<p>施策内容</p>	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の商工業の振興において、中小事業者の発展は、地域経済の活性化、雇用の受け皿や税収確保としての機能が見込まれることから重要である。 ・ 特に小規模事業者は、市内事業所 2,778 か所のうち 1,824 にのぼり、ここ 10 年間では事業所数が増加した一方で、経営者の高齢化等により廃業する事業者もあることから、事業承継支援を含めた経営発達支援を行うことが必要である。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本施策は、市が商工会議所と連携し、国から認定を受けた小規模事業者の経営発達支援計画に基づき、土業や金融機関と連携を図りながら、全方位的な小規模事業者支援を行う。 ・ 具体的事業については、市が商工会議所と連携して実施するもの。
<p>具体的事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○商工会議所が行う小規模事業者経営発達支援への補助 ○商工会議所による支援機関等と連携した事業計画策定支援および策定後の実施支援 ○商工会議所による消費者ニーズ調査、需要動向調査 ○商工会議所による新たな需要の開拓支援 ○商工会議所による人材不足、事業承継等の喫緊の課題への伴走支援 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>KPI</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会議所による事業計画策定事業者へのフォローアップ支援件数(96 回/年)

具体的施策	② 中小事業者の経営支援
施策内容	施策の背景 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の商工業の振興において、中小事業者の発展は、地域経済の活性化、雇用の受け皿や税収確保としての機能強化が見込まれることから重要である。 ・ 中小事業者は、大企業と比較した場合、経営基盤が脆弱であり、商品開発、販路開拓や新たな投資に対して、経営資源を投入しづらい状況にあり、さらに「人材確保」に大変苦慮している。 ・ しかしながら、中小事業者の発展を実現するためには、商品開発、販路開拓や新たな投資を行うことで、新たな需要を引出し、中小事業者の売上げ増加につなげることが必要であり、そのためには安定した「労働力」が必須である。 施策の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会議所と連携し、中小事業者が経営資源を投入し難い、販路開拓、情報発信、環境改善等の支援を通じて、中小事業者への経営支援を実施する。 ・ 具体には、商工会議所が行う商談会等への出展費用助成等による販路開拓への支援とともに、新商品開発費用の一部を助成し、新たな需要の創出、売上増加に対し支援を図る。 ・ 中小事業者の喫緊の課題である「人材不足」に対する支援として、人材確保に向けた支援を図る。 ・ 中小事業者の新たな事業展開や経営基盤の強化を図るため、デジタル技術の活用について支援を図る。
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○商工会議所が行う商談会等への出展費用助成等による販路開拓への支援 ○マスメディアを活用した広報支援 ○商工会議所と連携した人材確保に向けた支援 ○新商品開発支援 ○デジタル化推進支援 ○中小事業者のプラットフォームづくり <p style="text-align: right;">など</p>
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会議所による商談会等への出展費用助成支援件数（4件／年） ・ マスメディアを活用した広報支援（7件／年）

(g) 農水産業の振興

<p>具体的施策</p>	<p>① 意欲ある農業の担い手の確保・育成を始めとする農業経営の支援</p>
<p>施策内容</p>	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の基幹産業である農業は、農業者の高齢化や後継者不足等、依然として厳しい状況にあるなか、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う多様な農業者の確保・育成に向けた取組を総合的に講じていく必要がある。 ・担い手農家への農地の集積が進むなか、特に土地利用型農業については、分散した農地は作業効率の低下を招くため、農地の集約化が必要である。 ・労働力不足の中においては、農作業の効率化・省力化に向け、スマート農業技術の導入を進める必要がある。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農フェアへの参加等により、モリヤマメロンをはじめとする本市の農業や就農に係る支援等のPR活動を行い、意欲のある新規就農者の積極的な確保を図る。 ・就農希望者に対しては、県・JA等と連携した相談体制を整え、就農計画を作成するにあたり様々な視点からの助言を行い、就農開始までをサポートする。 ・労働力の確保および後継者不足の解消を図るため、法人化の促進や、雇用就農希望者と市内農業法人等とを結びつける取組を行う。 ・生産性向上を図るため、担い手への農地の集積・集約化や農地の大規模区画化、スマート農業技術導入を促進する。 ・県の普及指導員やJAとの連携により、生産者の技術向上を図る。
<p>具体的事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市内外の新規就農の相談対応（随時） ○経営開始資金等の新規就農者に係る支援事業 ○モリヤマメロン等の新規就農者に対する農業用資材や機械等に係る市独自の支援事業 ○雇用就農希望者と市内農業法人等のマッチングに係る取組 ○雇用、経営継承および法人化等の労働力確保および経営安定化に向けた支援事業 ○地域計画に基づく農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化 ○農地の大規模区画化、農業用ハウスやスマート農業機器導入等の農業経営基盤強化に向けた支援事業 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>KPI</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者数（10人／5年）

具体的施策	② 守山産農水産物のブランド化の推進
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者・漁業者の所得向上の実現に向け、生産だけでなく加工・流通までを一体的に捉えて農水産物の付加価値を増大させる6次産業化、農商工連携の取組を支援する必要がある。 ・ また、所得を向上させるためには、付加価値の高い農水産物の生産と産地づくりを推進し、守山産のブランド力を高めることにより、競合する他産地の農産品よりも有利な価格で出荷することが重要である。 ・ 多くの消費者は地産地消、安全・安心に食べられる新鮮で美味しい農水産物に対して大きな期待を寄せており、地元産や環境への配慮等の一定の付加価値を備えた農水産物には高い需要が見込まれている。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J Aや農業生産者をはじめ農・漁業関連事業者が実施する地産地消やブランドの発展等に係る取組を、行政や学識経験者、商工会議所、観光物産協会等の産学官の関係機関と連携して支援する。 ・ 「モリヤマメロン」「ナシ」「ブドウ」「守山矢島かぶら」等の地域特産物のブランド力を強化・維持する取組を支援するとともに、県内外に積極的に情報発信し、販路拡大について支援する。 ・ 環境こだわり農産物の生産を支援し、環境負荷を低減した農産物として付加価値の向上を図る。 ・ 「もりやま琵琶湖パール」等の本市特産の水産物のブランド力強化の取組を支援する。
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○産官学連携「もりやま食のまちづくりプロジェクト」による各種事業 (学校給食への導入等の地産地消の推進事業、「もりやまブランド」選定品目や「もりやまびわ湖パール野菜」等の市内農水産物のPR事業や消費拡大事業等) ○果樹産地構造改革計画に基づく各種事業への支援(もりやまフルーツランド、もりやま湖畔のいちじく) ○環境保全農業直接支払交付事業 ○農業者等による加工場、直売所、農家レストランの整備や観光農園の運営等の6次産業化や農産物の付加価値向上に向けた取組の支援 <p style="text-align: right;">など</p>
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 守山産農水産物がメディアに取り上げられた件数(5件/年)

(3) 【選ばれるまち（ひと）】地域の魅力を活かし、交流人口、関係人口の拡大を図る

(h) 地域資源を活用した官民連携による活性化

具体的施策	① 地域資源や自転車を活用した観光振興
<p style="text-align: center;">施策内容</p>	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨今の全国的な自転車人気の高まりを背景に、守山市は琵琶湖一周サイクリング（「通称ピワイチ」）を軸に、「ピワイチの発着地」として世界的な自転車メーカーの店舗誘致を機に自転車によるまちづくりを進めるなか、国内外からの人気集めるピワイチのサイクリストは平成 27 年 5 万 2 千人から令和 6 年には 11 万 9 千人へ増加し、本市の交流人口の拡大や湖岸地域におけるホテル、ショッピングセンター等民間投資誘発などに大きく寄与してきた。 ・ 国が掲げた訪日外国人 6,000 万人を目標に全国各地において、宿泊施設や免税店等インバウンド観光客を取り込んだ取組が進んでいるなかで滋賀県のインバウンド観光客は大幅に増大しているものの、急増する京都に比べると効果的に誘客できていない状況にある。また、本市においても、全体としてはインバウンド観光への取組が顕在化していないのが現状である。 ・ こうしたなか、令和元年にはしまなみ海道、霞ヶ浦と並び、「ピワイチ」がナショナルサイクルルートに指定されたことより、今後、国内外からの観光誘客、また地域全体における波及効果が期待できる。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ピワイチ発着地のまち、守山」としての国内外からの認知を高め、地域経済効果への波及、民間投資促進につなげるため、ハードとソフト両面においてインパクトが大きく、かつサイクリストの目線に立ったきめの細かい事業を官民が連携して推進する。 ・ ピワイチの発着地として国内外のサイクリストに選ばれるよう、官民連携で整備した「ピワイチサイクルサポートステーション」を軸に、地域企業らと連携し、本市全体でサイクリストを受け入れる満足度の高いサービスや環境、特にインバウンドの受入体制を整えていく。 ・ また、そうした官民の連携体制のもと、宿泊施設等の民間施設誘致やピワイチサイクリストを市内観光施設へ誘客する需要創出や新たな商品開発につながる取組を推進する。 ・ 国内外からの観光誘客については、滋賀県や県下の自治体、国等と自治体間の連携、県内経済界をはじめ民間企業との連携による県を上げたおもてなし体制や受入環境、走行環境の整備、さらにナショナルサイクルルートに認定されたルートの周辺市町村のほか、他のサイクリングルートとの広域連携による一体的な PR、サイクリストの相互交流や自転車文化の底上げを行う。

<p>具体的事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○インバウンド向けツアーの造成および受入体制の整備（市内宿泊施設、観光施設等との連携によるおもてなし体制の確立、支援および多言語対応） ○漁船タクシー等の湖上交通や鉄道等公共交通によるビワイチ支援（（滋賀県ならではの琵琶湖や歴史資源などの魅力発信と時間・距離短縮ルートを希望するビワイチ観光客のサポートや支援） ○ビワイチを軸とした市内周遊および観光ルートの整備 ○地域内のサイクリングガイドの養成（ビワイチや市内ツーリングの安全走行を先導できる人材を養成） ○ビワイチ、周遊観光等に関する県や他ルートと連携したサイクリングキャンペーン・イベントの実施（ビワイチライドイベント、ビワイチを舞台としたスタンプラリーやファンライドの開催 など） ○びわ湖守山・自転車新文化推進協議会、地元自転車関係者、愛好家らと連携した市内の自転車活用意識の向上 ○本市の地域資源を活用した自転車イベントや自転車レース大会・イベントの開催 ○生成A I 等デジタル技術を活用した情報発信 ○（仮称）守山版小さなたびいちの実施 ○新商品開発支援 ○デスティネーションキャンペーン（令和9年）と連携した情報発信や誘客事業の実施 ○地域活性化企業人制度の活用 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>KPI</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ レンタサイクル貸出件数（4,500 件／年） ・ 湖岸エリア主要観光・商業施設における入込客数（6,200,000 人／年） ・ 県や他自治体との共同事業実施回数（3 回／年） ・ サイクリングイベント参加人数（2,000 人／年）

具体的施策	② 北部地域の企業連携による観光振興や新たな地域活性化施設の整備
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖に面した湖岸交流ゾーンは、さぎなみ街道（湖岸道路）とレインボーロード・琵琶湖大橋が交差する滋賀県の広域交通結節点に位置しているほか、河川や漁港、マリーナ、湖上交通棧橋、湖水浴場等の多様な水辺のインフラが充実しているため、野球やサッカー、陸上競技、ゴルフ等の各種スポーツ施設やリゾートホテル、研修施設、大・小様々な商業施設、美術館など、民間資本による集客・交流施設等が集積している。 近年では集客施設の民間投資も進み、琵琶湖の景観を活かした観光産業が活性化するなど、本市のこれまでの取組の成果が徐々に顕在化してきている。 従来から進めてきた自転車施策の振興や、ピワイチサイクリストの誘客に加え、琵琶湖周辺の資源を活用したトライアスロン大会やサップ、マルシェの開催など、民間主導でのイベントや事業の増加に伴い、観光誘客や地域事業者の出店・参画機会が増え、周辺施設への消費・経済効果にも波及効果がおよんでいる。 民間集客施設の努力により、入込客の増加はみられるが、事業展開が個々で完結しており、各施設が相互に連携し、本市湖岸エリアとして一体的に、また内陸の地域資源と連携した取組が必要である。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 北部地域への本市の交流人口の拡大、さらなる地域経済の活性化による北部地域の観光機能強化を目的に、地域活性化に資する誘客施設を官民連携により整備していく。 湖岸交流ゾーンの施設間の連携や内陸部の地域資源との連携により、民間活力を活かしてゾーン全体の集客力を高めていく。
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○官民連携によるさらなる湖岸エリアの活性化に資する施設の整備（バイパス道路の検討を含む） ○既存の民間施設や民間施設間連携による集客促進事業 ○観光リゾートの再生・整備促進事業 ○美崎公園キャンプサイト等の再整備 令和8年度 工事・リニューアルオープン <p style="text-align: right;">など</p>
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・湖岸交流ゾーンにおける開発件数（1件/年） ※企業公表ベース

具体的施策	③ デジタル技術活用による地域の魅力発信と交流促進
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画（以下「計画」という。）」において、人口減少や少子高齢化が進行する日本において、観光を成長戦略のひとつの柱とし、地域活性化の切り札と定めており、本市においては令和6年度の観光入込客（見込）は約1,635千人であり、コロナ禍前の水準を上回りつつあるものの、大阪や京都と比較すると、まだまだ少ない人数である。 また、国は人口減少、少子高齢化が進むなか、「観光」を成長戦略の柱として位置づけ、平成28年に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、特にインバウンドに対しては、令和12年に旅行者数を6,000万人、旅行消費額を15兆円とする目標を掲げたものの、本市はコロナ禍前の水準を取り戻せていない状況である。 計画において、国が総合的かつ計画的に講ずべき措置のひとつに、旅行者の利便性向上および周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等を図るために、先進的な技術の活用を図りながら、観光分野のDXを推進することが示されている。 こうした背景や産業全体において人材不足である状況を踏まえ、本市において、観光誘客、特にインバウンド誘客を増加させるには、デジタル技術活用の推進による取組が必要である。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 今ある市内観光施設等と連携しながら、民間と連携し、デジタル技術を活用することで、新たな観光資源の開発推進等により、本市観光の高付加価値化を推進する。 観光客の満足度を高めるために、地域全体で観光における利便性向上や周遊の促進を図る。 観光産業には、小規模事業者も多いことから、デジタル化により、担い手不足の解消や生産性の向上を目指す。
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○生成AIを活用したマーケット分析および多言語対応の推進 ○民間と連携した市内のデジタル観光マップ等による利便性向上 ○キャッシュレス決済導入の推進 ○宿泊、体験等に係る予約・決済が可能な地域サイトの構築などといったシームレスな環境整備 ○VR等のデジタル技術を活用した観光誘客促進 <p style="text-align: right;">など</p>
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客入込客数の前年比の増（2%/年） ・観光客入込客数のうちインバウンドの観光入込客数の前年比の増（5%/年）

(i) まちの魅力向上を牽引する交流拠点づくり

<p>具体的施策</p>	<p>① 市民交流ゾーンの活性化</p>
<p>施策内容</p>	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民交流ゾーンは、JR守山駅から比較的近いことに加えて、大津方面と湖西方面を結ぶ湖南街道の開通により、自動車によるアクセスが非常に便利になり、公共交通と自動車交通の両方が至便な好立地にある。また、周辺には医療、健康、福祉、教育、文化、スポーツ施設等の都市機能が集積しているほか、同ゾーンにはほたるの飛翔地にもなり多自然型の水辺づくりが進む目田川河川公園があり、周辺の田畑や川沿いの高木の樹林と一体となって、都市と田園が調和した本市の「住みやすさ」を象徴した豊かな空間が形成されている。 一方で、本市の集客・交流施設は湖辺交流ゾーンに集中しており、同ゾーンでは湖西方面から琵琶湖大橋を経由した来訪者が多いなど、湖辺交流ゾーンと本市の多くの人口が集中する中心市街地の結びつきが弱いことが本市の都市構造上の課題となっている。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 湖辺交流ゾーン・中部田園エリアと中心市街地の結節点に位置する市民交流ゾーンは、交通利便性や周辺の都市機能の集積、のどかな田園景観等の立地の強みを活かし、湖辺交流ゾーンからの観光客の回遊が期待できる集客・交流施設の整備を図る。 具体には、湖南エリアの広域交通結節点に位置する立地を活かし、本市を含む広域からの集客も視野に入れた施設の誘致を行う。 また、食品、医療、健康、環境、情報等の研究開発型企業やマザー工場、コミュニティビジネスに取り組む小規模企業・団体等の誘致に併せて、そうした企業・団体が働く創造的人材が居住するにふさわしい住み心地のよい住環境や、職住が近接し多様な人材が交流するなかで、新たな知恵や付加価値が生み出される環境を整備し、守山市の「住みやすさ」をセールスポイントとした企業や人材の誘致を推進する。
<p>具体的事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画マスタープランの見直しに併せた市民交流ゾーンの土地利用の具体化による集客・交流施設等の誘致の推進 ○ほたるの生息環境に配慮した目田川の河川公園の環境整備 ○図書館等、周辺の集客・公共施設からの歩行者動線の整備 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>KPI</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民交流ゾーンにおける地区計画決定数の累計（3地区／5年）

具体的施策	② JR守山駅東口・西口の一体的活性化【新】
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JR守山駅は昭和 48 年に現在の位置になってから面積や施設に大きな変更がなく、人口の増加に伴い駅舎をはじめ特に西口ロータリーについては狭小となっている。 ・ 西口に関しては、人口増加やマイカー送迎の利用増により慢性的に渋滞が発生しており、東口に関してはにぎわいや活気の少ない状況等が現状の課題としてある。 ・ また、駅舎についても老朽化や利用人数に比して自由通路が狭くなっている等の課題が発生している状況である。 ・ そのようななか、令和 8 年には東口側に村田製作所が竣工されるとともに、西口側には笠原や横江への企業誘致が行われることにより今までと比べ、人の流れが変わり、東口・西口いずれにおいても人の流れや求められる役割が変わることから、駅舎を中心とし、東口・西口の課題を解消するため、一体的活性化が求められる。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅舎および東口・西口を一体として捉えたにぎわいや活気のある中心拠点区域の形成（東西の連携、魅力やにぎわいの向上、交通便利性の向上、東西移動の利便性・快適性の向上） ・ 西口ロータリーの渋滞対策
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○守山駅西口ロータリーの渋滞緩和に向けた整備 ○守山駅東口再整備事業の推進 ○守山駅周辺の東西移動の強化 ○守山駅周辺企業等との連携によるにぎわい創出 <p style="text-align: right;">など</p>
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR守山駅における一日平均旅客乗車人員（18,258 人／日平均）

(j) スポーツ・文化・芸術の振興による地域の魅力の向上・発信

<p>具体的施策</p>	<p>① 大規模大会（国スポ・障スポ、インターハイ、ワールドマスターズゲームズ）を契機としたスポーツの推進による健康づくり</p>
<p>施策内容</p>	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ基本法にも規定されているように、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に果たす役割が大きい。 ・ 令和4年3月「第3期守山市スポーツ推進計画」を策定し、競技スポーツだけでなく、体力づくりや健康づくりなどスポーツの概念を幅広く捉え、年齢や障害の有無にかかわらず、「誰もが」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツや運動に親しむことができる『健康元気なまち』の実現に向けて取組を進めている。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「守山市スポーツ推進計画」に基づき、「誰もが」「どこでも」「いつまでも」健康元気なまちを実現するため、子どもの外遊びの推進や働き世代・子育て世代の運動習慣づくり、高齢者の生きがいつくりなど様々な取組を進める。 ・ 令和7年度に「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」、令和8年度では「全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」、令和9年度には「ワールドマスターズゲームズ 2027 関西」といった大規模大会が立て続けに開催される。市民がスポーツにより一層触れるこの機会を契機に、スポーツに携わる人のすそ野を広げる。また、こうした大会により本市の魅力を発信し、地域経済の活性化を図る。 ・ スポーツ協会やスポーツ少年団などの各種団体、スポーツ施設の指定管理者と連携するなかスポーツイベントを開催する。また、連携協定を活用し、民間企業や大学等と連携したイベントを開催し、健康づくりを推進する。 ・ 既存のイベントに加え、年齢や障害の有無に関わらず誰もが楽しめる「モルック大会」を開催するなど、ユニバーサルスポーツの普及を図る。 ・ 守山市民運動公園に、陸上、球技、屋内運動などの他、年中を通して、水泳ができる環境を整える。
<p>具体的事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「守山市スポーツ推進計画」の改訂（令和8年度） ○ 守山市民運動公園におけるユニバーサルデザインの屋内温水プールの整備 ○ 総合型地域スポーツクラブの運営支援による地域スポーツの充実 ○ 市民が気軽に参加できるスポーツイベントの開催 ○ 誰もが取り組めるユニバーサルスポーツの普及促進 ○ スポーツ団体、指定管理者、民間企業等と連携したスポーツ事業の推進 ○ ユニバーサルスポーツの普及促進 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>KPI</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成人のすべての世代が週1回以上スポーツや運動をする実施率（65%/年）

具体的施策	② 地域の歴史文化の魅力発信
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野洲川下流域に位置する本市は、野洲川沿いや内陸部において、服部遺跡や下之郷遺跡（平成 14 年国史跡指定）、伊勢遺跡（平成 24 年国史跡指定）など弥生時代を中心とした遺跡が発見されている。また、中山道守山宿や大庄屋諏訪家屋敷など、江戸時代に交通の要衝として栄えた本市の歴史文化を象徴する文化財も数多く残されており、豊かな歴史資源を持つ県内有数の地域といえる。 ・ こうしたポテンシャルを秘めた歴史資源を活かし、その魅力を広く県内外に発信していくため、これまで実施してきた講座、体験教室等のソフト事業を継続するとともに、充実を図るためこれまでアプローチが不足してきた若年層へ向けた取組を強化、大学機関や専門機関等との連携も視野に入れ、これまでの概念にとらわれないような文化財に対するすそ野を広げる幅広い取組を実施する。 ・ 小学校の郷土学習に地域の文化財が利用されていない実態を踏まえ、学校教育との連携を強化、文化財を教材とした学校での活用の取組を推進し、地域に愛着や誇りを持ってもらえる取組を実施する。 ・ 国の重要無形民俗文化財、さらにはユネスコ無形文化遺産に登録された「近江のケンケト祭り長刀振り」（小津神社、下新川神社）をはじめ勝部、浮気の火まつり等、古くからの有形、無形の民俗文化財が地域住民により継承され、地域の魅力発信へ大きな役割をはたしている。しかしながら、担い手や後継者の不足などまつりの存続に対する課題が山積している。課題解決のため、祭礼保存会同士が交流できる機会を提供し、情報共有や意見交換を通して、各祭礼が抱えている課題を共有し解決へとつなげる取組を支援する。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な文化財を市民の共有財産として将来に引き継ぐべく文化財を大切に守り、活かしながら文化財とともにあるまちづくりを推進していくため、文化財保存活用地域計画に掲げる 3 つの柱を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> 歴史文化を守り、価値を高め未来に受け継いでいく「基盤づくり」 歴史文化を活かし、守山らしい魅力あふれる地域づくりに貢献する「地域づくり」 歴史文化を愛し、その継承と振興を担う『守山びと』を育てる「人づくり」
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○守山の歴史文化の魅力発信に関するイベント等の実施 ○下之郷遺跡および伊勢遺跡整備事業の推進 ○学校教育における文化財活用を通じた子どもの地域愛着の醸成推進 ○地域の枠を超えた祭礼保存会同士の交流機会創出の支援 ○伝統文化の継承と地域資源を活用した誘客促進 <p style="text-align: right;">など</p>
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の魅力発信にかかるイベント等の実施回数（6 回／年）

具体的施策	③ 市民の文化・芸術に触れる機会の提供
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の住みやすさには、住環境等の生活環境に加え、市民が気軽に文化・芸術に触れることができる、文化・芸術にあふれた「まち」であることが重要である。 ・ 本市においても、市民憲章に「文化の香りたかいまち」を掲げ、文化・芸術の振興および創造性豊かな活力あるまちづくりに関する政策を充実させている。春には「ルシオール アート キッズ フェスティバル」を毎年開催するとともに、秋には文化芸術活動に取り組んでいる市民の創作意欲の高揚や芸術家の発掘を目的に、市民に文化活動の成果を発表する場の提供している。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ルシオール アート キッズ フェスティバル」や「守山市美術展覧会」の継続的な開催を通じて、市民に文化・芸術に触れる多様な機会を提供するとともに、本市の文化・芸術に関する取組の情報発信と施策のレベルアップを図る。
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ○「ルシオール アート キッズ フェスティバル」や「守山市美術展覧会」の継続開催 ○市民ホールにおける良質な文化事業の推進 <p style="text-align: right;">など</p>
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化・芸術イベントの参加者数（10,000人／年） ・ 文化活動における成果発表の来場者数（1,100人／年）

具体的施策	④ 教育、文化・芸術施設の整備、改修（守山市民ホールの大規模改修）
施策内容	<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 守山市民ホールは、昭和 61 年の開館以来、音楽や劇場など文化芸術に触れる場として、また式典や各種発表の場として多くの市民に親しまれてきたが、建物および各種設備は、経年による老朽化が進み、安全面、利用面での課題を抱えている。 ・ これまで市民ホールは、大ホールは文化芸術を鑑賞する場として、小ホールや学習室等の諸室は市民の発表や学習の場として、多様な文化芸術に市民が触れる機会を支援し、市民にとって文化芸術振興の拠点として認識されている。今後は、これまでの文化振興の拠点としての役割に加え、市民自らが多様な創造活動を発信する場として、さらには、市民が日常的に足を運び交流する場として、末永く愛される施設を目指す。 <p>施策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知名度のある交響楽団の公演等を開催できる大ホールの座席数、音響の良さを維持し、小ホールは幅広い利用を促進する多機能ホールを検討する。 ・ ユニバーサルデザインを最大限に取り入れ、子どもから大人まで、アマチュアからプロまで、すべての人が利用しやすい施設へ大規模改修する。 ・ 環境負荷の低減によるランニングコストの縮減が実現できるよう配慮した地球環境にやさしい施設を目指す。 ・ 子どもから高齢者まで多様で多世代の市民が、自分も作ってみたい、発表したいと思える、文化芸術活動の練習・発表・創造の場として使える施設を目指す。 ・ まちの広場として、開かれ、イベントや公演がなくても市民がふらっと立ち寄り、交流が生まれる施設を目指す。
具体的事業	<p>○守山市民ホール改修事業</p> <p>令和 7 年度 基本設計</p> <p>令和 8 年度 実施設計</p> <p>令和 9 年度 10 月工事着手</p> <p>令和 10 年度 工事</p> <p>令和 11 年度 6 月工事完了 11 月開館（予定）</p>
K P I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修後の市民ホールの利用人数（268,000 人／年）